官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔規　則〕
○人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則（人事院一七―〇―一五四）　二
〔法規的告示〕
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　二
○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（財務・農林水産三一）　三
○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（同三三）　四
○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（農林水産一五七五）　四
○漁業近代化資金融通法施行規程の一部を改正する件（同一五七六）　四
○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同一五七七）　五
○農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同一五七八）　五
○令和九年産の春植えばれいしょ、スイートコーン、かぼちゃ及び蚕繭に適用する単位当たり共済金額の範囲を定める件（同一五七九）　五
○発電用施設周辺地域整備法第三条第一項の規定に基づき、地点を指定した件（経済産業一三二）　五
〔その他告示〕
○電気通信事業法第三十条第三項第二号の規定により禁止される行為の相手方となる電気通信事業者を指定する件の一部を改正する件（総務三八五）　六
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（法務八三）　六
○肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件（農林水産一五八〇）　六
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく登録確認機関の登録事項の変更に関する件（海上保安庁四〇）　六
○道路に関する件（東北地方整備局一〇二、一〇三）　六
○浄化槽の型式の認定を更新した件（関東地方整備局二三一）　七
○道路に関する件（中国地方整備局九一、九二）　八
〔国会事項〕
内閣　国土交通省　八
〔人事異動〕
内閣　国土交通省　九
〔皇室事項〕
官庁事項　九
〔官庁報告〕
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　九
産　業
日本産業規格（経済産業省）　九
〔公　告〕
諸　事　項
官庁
前払式支払手段発行者の発行保証金に係る配当表、財団関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　一七